

保留地売却（一般競争入札）よくある質問と回答

No	質問内容	質問に対する回答
1	法人が申込者の場合、保留地入札参加申込書に押印する印鑑は、印鑑証明書と同じものでなければならないか。	保留地入札参加申込書に押印する印鑑は、法人・個人ともに提出する印鑑証明書（印鑑登録証明書）と同じものをお願いします。
2	法人が申込者の場合、代表者以外の社員が入札当日に参加するときの入札の手続について確認したい。	代表者からの委任状を市へ提出の上、当該社員が代理人として入札を行っていただきます。 委任状については、申込人（委任者）欄に代表者の住所・氏名の記載及び押印（保留地入札参加申込書に押印したものと同一印）と、代理人欄に当該社員の住所・氏名の記載及び押印（入札書の代理人欄に押印したものと同一印）をお願いします。 なお、代理人による入札における入札書の書き方等については、「入札書（様式第15号）」の（注）などを参照してください。 また、入札当日の本人確認は、当該社員について行います（書類提示等）。
3	事業計画概要書はどのように記載したよいか。	保留地取得後にどのような土地利用をされたいかについての記載をお願いします。 例えば、「戸建て分譲をする、マンションを建てる等の事業概要の記載」と「図面で建物や駐車場の配置や建物の戸数等の記載」をお願いします（給排水設備等詳細の計画までは記載不要です。）。 また、「保留地引渡し後の造成等の大まかなスケジュール（工程表等）」も併せて記載をお願いします。